

保育所保育指針を読んで

堀内 康人

昭和三九年三月には、文部省から幼稚園教育要領がださ

れ、つづいて四〇年八月には厚生省児童家庭局から保育所保育指針がだされた。保育所での保育には、教育に関する機能のほかに必要な他の機能があつて、それらの機能が一体となつて営まれる。このため、幼稚園教育要領を手がかりとするだけではふじゅうぶんということになる、というのが岡田正章氏の言葉である。

こうしたことに気づき、保育所における保育内容の充実をはかるための総合的な指導要領を厚生省において作成するよう、中央児童福祉審議会保育制度特別部会は要請した。特別部会は一方においては保育内容の指導要領を作成するための審議を進め、一方においては中間報告をまとめた。その第二次中間報告で、「いま、保育所に必要なもの」ということに

関して次のように指摘をしている。

「保育所での保育の効果を十分にあげることができるとともに、保育の対象である子どもの年令的発達に応じて、その発達課題を十分に達成することができるように、保育内容の設定に当つて考慮すべき事柄が、周到に用意されることが必要である。この周到な配慮に資し、保育内容を適正に編成し、これを効果的に実施することができるよう、その基準として役立つ保育所保育要領（仮称）を作成して、保育の充実に役立てることが必要である」

新しくだされた保育所保育指針はこの中間報告が根拠となっている。そこで保育指針について考える前に、それができた根拠についてちょっとふれる必要がある。

そこで私は、いま、保育所に必要なものに関する中間報告

を次のように書きかえてみた。

「いまの保育所では保育の効果が十分にあげられておられない。それはどこに原因があるかという点、保育の対象である子どもの年令的発達が考慮されておらず、その発達課題を十分達成することができるよう、保育内容が設定されておらず、周到な配慮がなされておられない。そこで保育内容を適正に編成し、これを効果的に実施できるように、だれでもがたよりになり、それさえ基本的におさえればよいような指針を作る必要がある。

こう書きかえてみると、どうも保育所の保母さんが(所長を含めて)たよりない、子どもの年令的発達に関しはつきりとした考えがなく、二才児でも三才児でも四才児でもチャンボンにし、何をするかという計画もなしに、でたとこ勝負のようなことを平気でやっている、それだからこそ、こうして保育指針を作成して、いい加減な姿勢を、ちゃんとした姿勢に正してやらねばならないのだ、といった発想のもので、いや発想などというものではなく多勢のまとまったお考えがあったのだと考えざるを得ない。

そこでまたもどって考えるのだが、昭和三九年一〇月にまとめられた中間報告の、「いま、保育所に必要なもの」の中に先ほどあげた以外に「施設の不備、人的、物的悪条件、そ

の他」に関する報告がなかったのだろうか、ということである。もしなかったとするならば、いま、保育所に必要なものは、保母や所長の無知、無自覚に対する反省だけであるということになってしまう。それでは保母さんや所長さんが可哀想である。私の気のまわし方がまずく研究不足で片手落だったのかもわからない。

保育所の最低基準の人・物的条件のわくの中で可能な保育内容の基準を考えるのではなく、比較的近い将来に充実の期待ができるということを前提として、その中で可能な保育内容の基準を作成したといっているが、ゆめ忘れてはならないことは、人・物的条件の充実こそ先決問題であるということである。充実の期待があるというのだがその期待をどこに寄せたらよいものか、当局は勿論のこと都道府県知事や、指定都市の市長さんによせなければならないことになるが、待てば海路の日和ありのようだ。

さて指針のできた根拠をつきまわすことはやめて、指針そのものに関し感想を述べることにしよう。細部にわたってみると、いろいろなことがあるが、指針の大きな柱について中きせていただくことにする。ご承知でない方のほうが多いと思うが、一九五八年の第一三回国際応用心理学会で、学会が提案した諸テーマの中に、さまざまな心理発達の水準に

対する学校教育課程の適合度の基準についての問題があったが、報告によれば、このテーマに添えてくれるような報告は一つもなかったばかりでなく、ブラジルの心理学者P・G・ヴェイルは会議議題にでているテーマと正反対な提案を行なった、即ち心理発達教育課程の構成を指図するのではなく、反対に教育課程が心理的発達の水準を規定する、というふうな問題提起をした、ということである。このことは国際応用心理学会での出来事だ、なにも保育指針とは関係がないと考えられてはこまる。実は大いに関係ありである。保育指針をみると、心理発達とは書いていないが、もっと包括的に「発達上のおもな特徴」、それを「発達の要点」という形で更に具体的に要約し、それにもとづいて「保育のねらい」が生れ、そのねらいを満足させるために「望ましいおもな活動」即ち教育内容が示され、さいごに「指導上の留意点」といった形で指針全体が一貫している。これをみるとなにか「発達」ということが原基になっているように見える。私は十分な自信はないのだが、発達水準という考えに対する偶像崇拜があまりにも支配的すぎるように思うのである。発達相応性の原則、それはなにからなまでに否定するというわけではないが、あらゆる観点から本質的に再検討されなくてはならない時期にきている。効率的な教授方法が適用されるとき

には、発達相応の限界がいちじるしく拡げられることを現場の実践は示している。

一才三か月と五才ではあらゆる点できわだった発達のちがいが認められるが、四・五・六才児あたりでは、そのちがいが、従って発達相応ということになると実に微妙で見分けのつかない所がたくさんある。その証拠に、五才児の「保育のねらい」と、六才児の「保育のねらい」をいれかえてもそれほど大きな支障はきたさない。それと同じことが、「望ましいおもな活動」についてもいわれる。このように考えてくると発達が幼児の望ましい活動の構成を指図するのではなく、望ましい活動が発達の水準を規定するのではないだろうかという問題をもっと現場で再検討する必要があるように思うのである。発達の問題にかんして、それを正しく位置づけるためには、発達の偶像崇拜をやめることであり、心理主義偶像崇拜から抜けだして教育や保育を考えなければならぬように思う。

新しい幼稚園教育要領と、その前にあった教育要領、そしてこの保育所保育指針をならべてみると、柱のたて方にそれぞれが違ったものがあり、なかなかおもしろい。

岡田正章氏は、「国が示す保育内容は、各保育所がその子ども、施設、地域の実態に即して編成し指導する場合の指針

となりうべきものであって、決して、（これは筆者が加えた文句である）法的に拘束力をもつべきではないと考える」といつている。現場の保育者としては誠に気が楽であるが、ぼやぼやしていると、せっかくこれまで苦労して指針となるべきものを作ったのに駄目ではないか、ということになるので大いに勉強していただくほかはないが、現場のみなさんにおねがしいたいことは、

発達の要点↓保育のねらい↓保育内容↓保育
という方向と

発達の内容↑保育のねらい↑保育内容↑保育
という逆の方向についても、大いに考えていただきたいし、おそらく日常保育では発達の内容など頭において保育などをしていられるのですか、あくまでも保育という現実がさいしょにあるのです、といわれそうであるが、ある保育内容を子どもに与えてみたら、子どもがくいついてくれなかったと簡単にきめつけないで、いろいろと与え方を工夫していただかねばならないでしょう、そうした工夫があらゆる内容についてためされているうちに、ほんものの発達の内容がでてくるように思います。

このように考えてまいりますと、この問題は、教育における子ども中心主義と先生中心主義、子どものまわりを先生が

まわっているのか、先生のまわりを子どもがまわっているのかといった問題へと必然的に発展します。非科学的な先生中心主義もこまりますが、先生の無自覚から生まれる子ども中心主義は誠にはなもちなりません。口をひらけば子どもの興味、子どもの自主性、自発性、自己活動、ただそれだけがきまり文句では大変淋しくなるわけです。

発達の偶像崇拝者は何才だからこの程度だ、それはそれでよいとしてもその程度を超えることはできないものか、保育にしても教育にしても、こうした面のあること、教育され保育される側にとつてはなにからなまでに興味だ、くつろいだ雰囲気だ、のびのびとした楽しさだけがあるのではなくその反対のものもあるということをしとらせねばならないわけです。このような立場に立つて現場の皆さんが保育をされています。このような立場にある望ましい活動ももつと整理され、新しいものがつけ加わり、保育のねらいも変化し、そしてさいごに発達の内容や発達上の特徴も変わってくるものと考えられるわけです。

大変勝手なおしゃべりをいたしました。保育指針がこんなにまで親切にでき上った背後に大変なご苦労があったことはあらためて感謝したいと思います。

（東京家政大学）